

電力供給契約約款の一部改正について

財政局所管の電力供給契約約款を一部改正しますので、お知らせします。

1 改正対象

電力供給契約約款

2 一部改正の概要

「電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 11 日成立）」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、電力供給契約約款における「第 19 条 供給の保証に係る費用の負担」に記載のある「一般電気事業者」を、改正後の電気事業法に基づくところの「一般送配電事業者」へ文言を改正します。

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

※ 適用については、施行日以降に締結される契約からとします。

なお、平成 28 年度早期発注における契約約款については、改正後の電力供給契約約款を適用としますので、契約書の作成の際は御注意ください。

4 その他

改正後の契約約款については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」における「物品・委託等の入札・契約に係る様式（財政局提出用）」に掲載します。

<ファイル名> [電力供給契約約款（※平成 28 年 4 月 1 日以降契約案件から適用）](#)

担当：財政局契約第二課物品契約係

電話：671-2248